

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

高等学校長
中等教育学校長
演劇部顧問 殿
演劇部・クラブ

東京都高等学校演劇連盟理事長
東京都高等学校演劇研究会会长
平林 正男
(都立保谷高等学校校長)
(公印省略)

総会・講習会のご案内

令和 7 年度の連盟・研究会の総会ならびに講習会を下記の要領で実施いたします。ご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださるようお願いいたします。

記

1 日時 令和 7 (2025) 年 5 月 10 日 (土)

14 時 30 分 (連盟総会)

15 時 00 分 (講習会・地区会)

16 時 00 分 (研究会総会)

*開場は 13 時 50 分の予定です。受付の準備等がありますので、早く到着しても、13 時 50 分までは会場内に入らないようにご注意ください。

(各地区的受付係の先生方は、開場前の 13 時 20 分までに中に入ってください)

2 場所 共立講堂 (共立女子高校隣) 千代田区一ツ橋 2-2-1

地下鉄各線「神保町駅」より徒歩 3 分、地下鉄東西線「竹橋駅」より徒歩 5 分

3 内容 ① 連盟総会 (生徒・顧問対象)

- ・前年度事業報告、前年度決算報告
- ・今年度役員選出、今年度事業審議、今年度予算審議、その他

② 講習会・地区会 (生徒・顧問対象)

③ 研究会総会 (顧問対象)

- ・前年度事業報告、前年度決算報告
- ・今年度役員選出、今年度事業審議、今年度予算審議
- ・その他

4 その他 総会・講習会の参加者数の制限はありません。

問合せ 東京都高等学校演劇連盟／東京都高等学校演劇研究会
事務局長 木原延昭 (東京都立豊多摩高等学校)

e-mail : jimukyoku@tkek.org
学校への電話による問い合わせはご遠慮ください。

総会受付・入会手続き等について

注：4月28日までに会費振り込み、「ウェブ登録」を完了しないと加盟できません。締め切り厳守でお願ひします。

また、加盟登録を完了するには、「ウェブ登録」と公印を押した「加盟登録書」紙面の提出の両方が必要です。

1 連盟会費振り込みの方法と注意

連盟会費の納入は**4月1日から28日まで**に行ってください。

会費の納入は郵便振替になります。郵便振替用紙を利用して下さい。送金手数料は加盟校の負担になります。郵便振替の受領証が領収書になります（この受領証で都立学校の会計処理は可能です）。

連盟会費をゆうちょ銀行の下記の口座あてにご送金ください。郵便局の青い用紙に次の番号や情報を記入して、ATMの機械に入れてください。郵便局によりますがATMは土日や平日夜も可能です。振込手数料は通帳口座からか現金かによっても異なります。

[口座番号] 00110-6-581519 [加入者名] 東京都高等学校演劇連盟

* 払込人名義は個人名でなく学校名として下さい。

* 通信欄に必ず地区名・学校名・顧問名をお書きください。

払込取扱票		払込票	
00		都立は 10000	
口座番号	百 千 百 十 万 千 百 十 番	00110 6	581519
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	12000	
料金	取扱		
東京都高等学校演劇連盟		おなまえ	
〇〇地区 〇〇高等学校		学校名様	
顧問 〇〇 〇〇		受付局日附印	
ご依頼人	おところ(郵便番号)	受付局日附印	料金
おなまえ	電話番号		特殊取扱
学校の名前		受付局日附印	
この払込取扱票は、地元で整理しますので、内に丁寧に記入してください。 また、内を汚したり、この票を撕り断つたりしないでください。（破損率率）			

* 郵便通帳振替（郵便貯金通帳を持っていて、そこから直接振替する）や、銀行からの振り込みはしないで下さい。貯金通帳の名義以外の情報がわかりません。

★振込に伴う手数料は加盟校がご負担ください。

◎問合せ：東京都高等学校演劇連盟／東京都高等学校演劇研究会

jimukyoku@tkek.org

*学校への電話による問合せはご遠慮ください。

2 連盟会員登録について

連盟会費振込（2ページ参照）の手続き後、4月1日から4月28日・24:00までに以下のウェブサイトから会員登録を行ってください。

* 公印の押された加盟登録書に記載される顧問は**全員必ず登録**してください。

* 代表顧問は必ずアドレスを登録してください。連絡はほぼ全部メールで行われます。お手元に登録するアドレスをすべてご用意の上、登録してください。代表以外の顧問はアドレスを登録しないという選択もできます。

* 同じ顧問の複数のアドレスも登録することができます。フォームの指示に従って入力してください。

<http://member.tkek.org/>

メールが届かない場合は、登録が完了していないか、登録していただいたメールアドレスが間違っていることが考えられます。お手数ですが、再度ご登録ください。

加盟登録書と登録顧問が一致していない場合の追加登録やアドレスの打ち間違いなどがある場合、このメールから「回答を編集」を使って内容を訂正してください。



★総会で提出するもの…公印の押された加盟登録書

3 総会当日の受付 13時50分に開始します。

◇**部・クラブ代表生徒 1名** (代表以外の生徒は受付に寄らず、会場に入場してください)

- ① 地区ごとに受付をします。
- ② 学校名、参加生徒数を告げてください。
- ③ 資料を受け取ってください。 (生徒用各校 1部)

◇**顧問の先生**

- ① 生徒と同じく、地区ごとに受付をします。
- ② 公印を押した「令和7年度 東京都高等学校演劇連盟 加盟登録書」(原本)を提出してください。
- ③ 「研究会登録カード」を提出し、研究会会費(1,000円)をお支払いください。

◆ **総会に来られない場合**

- ① 連盟会費振込およびウェブ会員登録を4月1日から4月28日24:00までに行ってください。
- ② 研究会会費を研究会口座に4月1日から4月28日までに振り込んでください。
- ③ 次のものを地区受付担当(P4・下記参照)宛てに、4月28日(消印有効)までにお送りください。
ア 公印を押した「令和7年度 東京都高等学校演劇連盟 加盟登録書」(原本)
イ **「研究会登録カード」**

*研究会会費の振込先は、「東京都高等学校演劇研究会 入会のご案内」(P6)をご参照ください。

(会員登録(ウェブ登録と加盟登録書の提出)が完了していないと、講習会やコンクールなどの連絡ができません。また、連盟会費が振り込まれていないとコンクールに出場できません(別途、各地区の指定する地区会費の納入も必要になります)。)

◎問い合わせ : jimukyoku@tkek.org

地区受付担当

地 区	住所・担当者名	地区担当アドレス
城 東	〒114-0002 北区王子6-7-14 東京成徳大学高校 祐川 淳哉 先生	tikutantou_jt@tkek.org
中 央	〒113-0022 文京区千駄木5-6-25 駒込高校 武石 慎一 先生	tikutantou_co@tkek.org
城 西	〒167-0032 杉並区天沼1-45-33 日本大学第二高校 宇田川 豪大 先生	tikutantou_js@tkek.org
山手城南	〒154-0001 世田谷区池尻4-7-1 筑波大学附属駒場高校 森 大徳 先生	tikutantou_yj@tkek.org
多 摩 南	〒194-0021 町田市中町4丁目25-3 都立町田高校 山本 卓之 先生	tikutantou_tmm@tkek.org
多 摩 北	〒192-0914 八王子市片倉町1643 都立片倉高校 桐山 達也 先生	tikutantou_tmk@tkek.org

※各地区的詳細については、上記のメールにてお問い合わせください。

※学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

学校殿

東京都高等学校演劇連盟理事長
平林 正男
(都立保谷高等学校校長)
(公印省略)

請求書

一金 12,000円也

但し、令和 7 年度東京都高等学校演劇連盟会費として請求いたします。

注意： 東京都高等学校演劇連盟は、上位団体の東京都高等学校文化連盟に 1 校 2,000 円の負担金を納入しています。その負担金は連盟会費に含まれていますが、私立・国立と都立とで以下のように納入方法が異なります。

私立・国立・区立の学校の方へ	都立の学校の方へ
高文連負担金は、演劇連盟加盟費の一部として集め、連盟がまとめて納入します。 金 12,000円 をご送金ください。	都立学校については、高文連負担金相当分 2,000 円を東京都教育庁が予算化しています。負担金は各学校へ配布されたのち、他の部門の分とまとめて各学校から直接高文連に納入されます。 従って、演劇連盟加盟費のうち負担金分を除いた 金 10,000円 をご送金ください。

※振込に必要な手数料は加盟校がご負担下さい

納入方法：

ゆうちょ銀行の下記の口座に振り込んでください。

[口座番号] 00110-6-581519

[加入者名] 東京都高等学校演劇連盟

払込人名義は個人名ではなく学校名としてください。通信欄に、地区名・学校名・顧問名をお書きください。

問合せ 東京都高等学校演劇連盟

事務局長 木原延昭 (東京都立豊多摩高等学校)

e-mail : jimukyoku@tkek.org

*電話による問い合わせはご遠慮ください

令和 7 (2025)年 4 月 1 日

各校演劇部顧問殿

東京都高等学校演劇研究会会長
平林正男
(都立保谷高等学校校長)
(公印省略)

東京都高等学校演劇研究会 入会のお願い

早春の候、皆様ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、「東京都高等学校演劇研究会」とは、高校演劇の研究に携わる先生方の集まりです。東京都高等学校演劇連盟をサポートしながら各発表会や講習会を共催しています。それらの活動を通じて、演劇教育に関する研究や研究会員相互の情報交換を行っており、毎年度の活動研究を紀要にまとめて刊行しています。

また、東京都高等学校演劇コンクールの講師料金補助や大会で配布するパンフレットの印刷・発行など大会運営にかかる経費、紀要、周年記念誌等の研究会誌の印刷・発行を研究会会費から支出しています。

平成 16 年までは都立・私立・国立とも、1 校あたり 2,400 円をお支払いいただきました。しかし、平成 17 年より都立高校の予算からの支出ができなくなり、研究会運営に多大な支障が出ています。

従来通りの運営を実施していくためにも、顧問の先生方から毎年 1 人 1,000 円の研究会会費をいただいております。ご理解とご協力を賜り、何とぞ各学校 1 名以上の顧問の先生の登録をお願い申し上げます。当研究会への加盟については、教員の個人参加となっております。総会時に加盟登録をお願いします。

入会方法 :

- ・ 総会当日、受付で登録カードを提出の上、研究会会費を現金で納入する。その場で領収書をお渡しします。
- ・ 研究会会費：顧問 1 名につき 1,000 円。※各校最低 1 名はご協力くださるようお願いします。
- ・ 総会に来られない場合は、登録カードを地区受付担当（P4 参照）に郵送し、研究会会費を振り込んでください（振込手数料はご負担ください）。

振込先：山梨中央銀行 店番 213 みなみ野シティ支店 普通預金 口座番号 223998

- 振り込みの際は、必ず学校名を記載してください。
- 領収証が必要な場合は、登録カードの「通信欄」に「郵便番号」「住所」記入の上、その旨お書きください。
- 返信用封筒や切手は必要ありません。

問合せ 東京都高等学校演劇連盟

事務局長 木原延昭（東京都立豊多摩高等学校）

e-mail : jimukyoku@tkek.org

* 学校への電話による問い合わせはご遠慮ください

東京都高等学校演劇研究会 登録カード

* 必要事項をご記入いただき、研究会費一人1,000円を総会受付でお支払いください。

地区	城東	中央	城西	山手城南	多摩南	多摩北
----	----	----	----	------	-----	-----

* 該当地区を1つ〇で囲んでください。

学校名	ふりがな
-----	------

* 略称ではなく正式名称でお願いします。

氏名	新規	ふりがな	教員 部活動指導員	領収書	会費支払
	継続			要	振込
	異動			不要	現金
氏名	新規	ふりがな	教員 部活動指導員	領収書	会費支払
	継続			要	振込
	異動			不要	現金
氏名	新規	ふりがな	教員 部活動指導員	領収書	会費支払
	継続			要	振込
	異動			不要	現金
氏名	新規	ふりがな	教員 部活動指導員	領収書	会費支払
	継続			要	振込
	異動			不要	現金
氏名	新規	ふりがな	教員 部活動指導員	領収書	会費支払
	継続			要	振込
	異動			不要	現金

- ・新規＝新しく研究会に加入される方および昨年研究会に加入せず今年加入される方
- ・継続＝昨年から引き続き同一校で研究会に加入をされる方
- ・異動＝前任校から引き続き研究会に加入される方《お名前の後に前任校をお書きください》

東京都高等学校演劇連盟規約（案）

* 今年度（2025年度）より、規約の一部改正を提案いたします。（項目8・14の下線部を追記）

- 1 名称 本連盟は東京都高等学校演劇連盟と称する。
- 2 事務局 本連盟の事務局は理事長指定の学校におく。
- 3 目的 本連盟は東京都高等学校における演劇部活動の健全な向上発展と相互の親睦をはかることを目的とする。
- 4 事業 本連盟は前条の目的を達するためにつぎの事業を行う。
 - (1) 東京都高等学校演劇部活動の推薦、研究。
 - (2) 東京都高等学校演劇部発表会の開催。
 - (3) 東京都高等学校文化連盟の主催する事業への参加。
 - (4) その他必要な事業。
- 5 組織 本連盟は東京都高等学校演劇部生徒および顧問をもって組織し、東京都高等学校文化連盟に加盟する。
- 6 地区 本連盟は都内をつぎの地区に分ける。
 - ① 城東地区
 - ② 中央地区
 - ③ 城西地区
 - ④ 山手城南地区
 - ⑤ 多摩南地区
 - ⑥ 多摩北地区
- 7 委員（生徒） 本連盟につぎの委員をおく。
 - (1) 委員長（1名） 中央委員の互選による。
 - (2) 副委員長 中央委員の互選による。
 - (3) 中央委員
- 8 役員（顧問） 本連盟につぎの役員をおき、その任期は一年とする。
ただし、再任を妨げないが、原則最長3年までとする。
 - (1) 理事長（1名） 理事の互選による
 - (2) 副理事長（若干名） 理事の互選による。
 - (3) 理事（各地区から若干名） 各地区的顧問の互選による。
 - (4) 地区担当（各地区3名以上） 各地区的顧問の互選による。
 - (5) 会計（若干名） 理事の互選による。
 - (6) 監査（2名） 顧問の互選による。
- 9 委員の任務 委員の任務はつぎのとおりとする。
 - (1) 委員長は中央委員会を招集する。
 - (2) 委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。
 - (3) 中央委員は本連盟の運営に当たる。
 - (4) 地区委員は本連盟の地区活動の運営に当たる。
- 10 役員の任務 役員の任務はつぎのとおりとする。
 - (1) 理事長は本連盟を代表する。
 - (2) 副理事長は理事長を補佐する。
 - (3) 理事は本連盟の事業の企画、立案、執行をし、委員の活動を指導する。
 - (4) 地区担当は各地区的活動を企画、立案、執行をする。
 - (5) 会計は本連盟の会計を処理する。
 - (6) 監査は会計の監査を行う。
- 11 会議 本連盟には中央委員会、地区委員会、理事会をおく。中央委員は本連盟の理事の指導のもとに企画、立案、執行にあたる。地区委員は理事の指導のもとに地区活動の企画、立案にあたる。
- 12 総会 本連盟の最高の議決機関は総会である。総会は年1回以上開き、事業の報告、予算決算の承認、その他の重要事項を議決する。
- 13 会計 本連盟の経費は会費その他をもってあてる。事業年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日で終わる。本連盟の会費は年12,000円とする。
- 14 事務局 (1) 本連盟は事務局を置くことができる。
(2) 事務局員は本連盟の顧問がこれにあたる。

- (3) 事務局は理事長の指定する学校に置く。
 - (4) 事務局内に、事務局長1名・副事務局長若干名を置くことができる。
 - (5) 事務局長の任期は1期3年、最長2期までとする。
- 15 細則 本連盟の運営に関する細則は理事会が別に定めることができる。
- 16 改正 本規約の改正は総会の決議による。
- 17 本規約は1985年5月1日から実施する。
 1992年4月25日一部改正。 2002年5月11日一部改正。
 2004年5月8日一部改正。 2016年5月7日一部改正。
 2018年5月12日一部改正。 2021年5月18日一部改正。
 2022年5月14日一部改正。 2025年5月10日一部改正。

東京都高等学校演劇研究会会則

- 第1条 本会は東京都高等学校演劇研究会とする。
- 第2条 本会は都内各高等学校における演劇の組織的研究機関および連絡機関であり、高等学校における演劇の健全な向上発展をはかるための教職員の研修機関である。
- 第3条 本会は都内各高等学校の教職員の中で、演劇に関心をもち、本会の趣旨に賛同するものを会員とする。
- 第4条 本会の運営は全日制部・定時制部合同で行なう。
- 第5条 本会は事務局を事務局担当常任幹事校に置く。
- 第6条 本会は次の事業を行なう。
- (1) 演劇教育に関する調査・研究
 - (2) 講習会・演劇発表会・研究発表会等の開催
 - (3) 会員校・演劇機関相互の連絡
 - (4) 機関誌の発行
 - (5) その他の必要な事業
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- ①会長 ②副会長 ③会計 ④監査 ⑤顧問 ⑥参与 ⑦会友
- 第8条 会長・副会長・監査は総会で決定する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。会長に事故があるときは副会長が代わる。
 監査は会計を監査する。
- 第10条 顧問は会長・副会長の任期を終えた人を推戴する。参与は本会に關係ある有識者を会長が委嘱する。
 会友は本会の趣旨に賛同する者を会長が委嘱する。
- 第11条 本会の最高議決機関は総会である。総会は年1回以上開き、事業の報告・予算決定の承認・その他的重要事項を議決する。
- 第12条 事務局 (1) 本連盟は事務局を置くことができる。
 (2) 事務局員は本会の会員がこれにあたる。
 (3) 事務局は会長の指定する学校に置く。
 (4) 事務局内に、事務局長1名・副事務局長若干名を置くことができる。
- 第13条 本会の会費は顧問1人につき1,000円として、会費は毎年6月末日までに納入する。
- 第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 第15条 本会則の実施に必要な規則は幹事会で定める。
- 第16条 本会則は1971年4月1日から実施する。
 1992年4月25日改正。
 2005年5月7日改正。

東京都高等学校演劇コンクール（東京都高等学校文化祭演劇部門大会）

（主催 東京都教育委員会・東京都高等学校文化連盟・東京都高等学校演劇連盟・東京都高等学校演劇研究会）

開催要項（案）

一 地区発表会

1 日時 2025年9月14日～10月13日

2 会場

東京を、城東地区・中央地区・城西地区・山手城南地区・多摩南地区・多摩北地区の6地区に分け、それぞれの会場でおこなう。

3 参加資格

- ① 東京都高校演劇連盟に加盟している東京都の国・公・私立高校の演劇部
- ② 同連盟会費および地区会費を納入済みであること

4 参加申込

6月までに参加申し込み書を告知。参加申し込み期日・方法は、各地区からの連絡による

5 上演に当たっての注意

- ① キャスト・スタッフは在校生のみとする。
- ② 上演時間は60分以内とする。
- ③ 既成の脚本、または既成の脚本の改変、既成の小説・漫画・詩等を脚色したものを使用する場合は、著作権者の上演許可を必要とする。中央発表会に推薦され、上演をする場合も再度上演許可を必要とする。
- ④ 上演当日及び指定された時（打ち合わせ・搬入時など）は顧問の引率を必要とする。顧問の引率がない場合、上演を許可しないことがある。
- ⑤ 舞台上での火（マッチ・ライター・ろうそく・スターター・火薬を使用する銃など）は厳禁とする。
- ⑥ 舞台を汚染・破損する可能性のある行為（血糊の使用、ペンキ・ドーランなどで舞台・幕等を汚すこと、水を舞台上にこぼすこと、ガラス・茶碗などを割ることなど）は禁止する。
- ⑦ 上演後は、舞台・楽屋など使用した場所を原状復帰する。
- ⑧ 大会役員・会場責任者の指示に従う。
- ⑨ 打ち合せ、下見などを指示された場合、参加しなければならない。
- ⑩ 万一、施設等を破損した場合は、当該校の責任において原状復帰する。
- ⑪ 上演中、舞台上で飲食するときは、あらかじめ地区担当者に届け出なければならない。

6 審査員

本連盟役員及び演劇関係者

7 中央発表会（都大会）への推薦

各地区ともA・B二つの日程で分割開催し、それぞれから2校ずつ計4校を中央発表会へ推薦する。

二 中央発表会

1 日時 2025年11月15日（土）・16日（日）・22日（土）・23日（日）

2 会場 東京芸術劇場シアターウエスト

24の出場校 各地区から推薦された学校の演劇部

3 参加費

徴収しない。ただし、舞台写真撮影費用等として、各校から8,000円を徴収する。

4 上演にあたっての注意

地区発表会と同様とする。ただし、中学生はスタッフとしても参加できない。

5 審査員

専門審査員8名（俳優、劇作家・演出家、演劇評論家、舞台美術家など）、本連盟役員2名

6 関東大会・高校演劇サマーフェスティバルへの推薦

関東大会へ3校、来年度の高校演劇サマーフェスティバルへ1校を推薦する。

以上

★大会実施細則 東京都高等学校演劇連盟

(1996.6.28, 2000.9.2, 2002.5.11, 2004.3.5, 2005.6.25, 2006.3.3, 2008.4.26, 2020.5.12, 2023.5.14一部改正)

1 細則の目的

本細則は、東京都高等学校演劇連盟主催の東京都高等学校演劇コンクール（東京都高等学校文化祭演劇部門）の地区発表会及び中央発表会の実施に当たっての細則である。

2 参加条件

- (1) キャスト・スタッフは各校在校生のみとする。
- (2) 上演時間は 60 分以内とする。
舞台装置の組立解体撤去は併せて 20 分以内とする。但し、装置等の組立撤去については、会場によって時間を変える場合がある。
- (3) 著作権者の承諾が必要な場合は、その承諾を得ること。中央発表会に推薦され、上演をする場合も再度上演許可を必要とする。具体例については、別記する。
- (4) 上演当日及び指定された時（打ち合わせ・搬入時など）は各学校の顧問が引率する。
- (5) 上演当日、顧問の引率がない場合、原則として上演を許可しない。

3 上演における禁止事項

- (1) 消防法上の規制事項にかかわらず、舞台上での火および火薬（マッチ・ライター・ろうそく・スターター・クラッカー・火薬を使用する銃など）の使用は厳禁とする。
- (2) 舞台を汚染・破損する可能性のある行為（血糊の使用、ペンキ・ドーランなどで舞台・幕等を汚すこと、水を舞台上にこぼすこと、ガラス・茶碗などを割ることなど）は禁止する。
- (3) 著作権・工業所有権の侵害行為。具体例は別記する。

4 注意事項

- (1) 上演後は、舞台・楽屋など使用した場所を原状復帰すること。
- (2) 大会役員・会場責任者の指示に従うこと。
- (3) 高校教育・舞台安全の観点から、本大会参加に当たっては成人生徒であっても、未成年生徒が遵守すべき諸法令・規則等を同様に遵守すること。
- (4) 打ち合せ、下見などを指示された場合、参加しなければならない。
- (5) 万一、施設等を破損した場合は、当該校の責任において原状復帰する。
- (6) 上演中、舞台上で飲食するときは、あらかじめ地区担当者に届け出なければならない。
- (7) 大会の打ち合わせ・リハーサル等において、連盟役員および劇場スタッフへの指示や交渉、または照明・音響等のオペレーションなどを行えるのは、上演校の現役生徒・現役顧問のみである。

5 知的財産権＜著作権・工業所有権＞

- (1) 著作権者の上演許可を必要とする場合とは、以下のとおりである。
 - ア 既成の脚本を上演する場合。
 - イ 既成の脚本の改変・削除して上演する場合。
 - ウ 既成の小説・漫画・詩などの作品を脚色したものを上演する場合。

- (2) 戯曲・小説・詩などからの一部引用の場合も著作権者の承認を必要とする。
- (3) 工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）に基づき、権利者に対し、使用許諾申請を行い、その許諾を必要とする場合は、以下のとおりである。
 - ア キャラクター商品をもとに作成（自作）されたものを舞台上において、陳列または着用する場合。
ただし、市販の商品を陳列・着用する場合は許諾は不要である。
 - イ ダンス、その他の振り付けで、特定の実演家によって公表されたものをそのまま上演する場合。また、その振り付けをもとにして振り付けをする場合。
 - ウ 前項イについては、テレビなどの媒体上で発表されたものも含む。
 - エ パンフレット、チラシ、装置などに、市販の書籍・雑誌・写真・映像などからコピーをして使用する場合。
- (4) 音楽についての著作権上の扱いは以下のとおりである。
市販のCDなどに収録されている作品（音楽・効果音など）は、著作権保護の対象となっているので、使用する場合は、大会主催者の指示に従い、取り扱い方に注意すること。
- (5) 以上、知的財産権保護の観点から、無断上演や、無断引用、無断使用は禁止する。

6 地区発表会における中央発表会への推薦条件

地区発表会において、参加資格・参加条件を満たし、かつ優秀であると認められた場合。
ただし、禁止事項を侵害した場合は推薦されない場合がある。

7 創作脚本賞の基準

中央発表会において与えられる創作脚本賞の「創作」の基準は以下の通りとする。

- (1) 作者が生徒の場合、上演時に在校生であり、在籍する高校の演劇部のために創作した脚本。また、在校している高校以外で上演されたことのない脚本。
- (2) 作者が教員の場合、上演時にその高校に在職していて、在職する高校の演劇部のために創作した脚本。また、在職している高校以外で上演されたことのない脚本。
- (3) 翻案・脚色については、候補対象に入れない。

8 上演時間の計測方法

- (1) 上演時間は、緞帳または幕の開き始めから、閉まりきるまでとする。
- (2) 緞帳や幕を使用しない場合は、照明がついた時から、照明が消えた時までとする。
- (3) ただし、音楽や効果音での始まりや終わりは、そのなり始めからなり終わりまでとする。
- (4) その他の場合は、関東高校演劇協議会の「申し合わせ事項」に準拠する。

9 中学生のキャストでの参加について

中高一貫教育の学校であり、常に中高の演劇部が共に活動をしていて、分離が不可能な学校の場合、あらかじめ地区担当に申し出ることにより、許可されることがある。
ただし、中央発表会への推薦対象とはならない。
(キャストの場合は推薦対象としない。スタッフの場合は推薦対象とするが、中央発表会では、認められていないので、差し替える。)